

令和3年5月28日

臨時休所する児童クラブの児童が在籍する保護者の
勤務先企業・事業者の皆さまへ

東村山市長 渡部 尚

新型コロナウイルス感染者の発生による臨時休所に伴うお願い

日頃より、東村山市の児童クラブ事業にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、市内児童クラブに在籍する児童1名が、新型コロナウイルスに感染したことが判明いたしました。

多摩小平保健所による濃厚接触者等に関する調査結果を踏まえた対応を図るため、当該児童クラブについて現時点では、以下の期間において臨時休所とします。

【現時点における臨時休所期間】

令和3年5月28日（金）

※29日（土）以降の臨時休所については、多摩小平保健所の助言等を踏まえながら、適切に判断してまいります。

当該児童クラブに在籍する児童の保護者の勤務先企業・事業者の皆さまにおかれましては臨時休所の間、保護者の勤務について、ご家庭での保育が可能となるよう特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、保護者の皆さまには、当該児童クラブより臨時休所となる旨などについて別途通知させていただいておりますので、併せてご確認いただければ幸いです。

【問い合わせ先】

東村山市役所 子ども家庭部児童課管理係
電話：042-393-5111（内線 3175）